

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則を次のように改正する。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、法律による個人情報に関する規定が地方公共団体に直接適用されることに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年3月25日教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号の「藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成20年3月25日教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="338 419 1122 496">○藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p data-bbox="902 518 1122 601">平成20年3月25日 教委規則第4号</p> <p data-bbox="253 627 383 655">(委任事項)</p> <p data-bbox="253 675 1122 841">第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <ol data-bbox="253 863 1122 1356" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="253 863 938 892">(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</li> <li data-bbox="253 908 938 936">(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</li> <li data-bbox="253 952 1122 1029">(3) 1件20,000,000円以上の学校及び教育部に属する教育機関に係る教育財産の取得を申し出ること。</li> <li data-bbox="253 1045 1122 1121">(4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</li> <li data-bbox="253 1137 965 1166">(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</li> <li data-bbox="253 1182 1122 1259">(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</li> <li data-bbox="253 1275 884 1303">(7) 事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。</li> <li data-bbox="253 1319 1070 1348">(8) 学校及び教育部に属するその他教育機関の敷地を選定すること。</li> </ol>	<p data-bbox="1232 419 2016 496">○藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p data-bbox="1796 518 2016 601">平成20年3月25日 教委規則第4号</p> <p data-bbox="1149 627 1279 655">(委任事項)</p> <p data-bbox="1149 675 2018 841">第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <ol data-bbox="1149 863 2018 1356" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1149 863 1834 892">(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。</li> <li data-bbox="1149 908 1834 936">(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。</li> <li data-bbox="1149 952 2018 1029">(3) 1件20,000,000円以上の学校及び教育部に属する教育機関に係る教育財産の取得を申し出ること。</li> <li data-bbox="1149 1045 2018 1121">(4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。</li> <li data-bbox="1149 1137 1861 1166">(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</li> <li data-bbox="1149 1182 2018 1259">(6) 県費負担教職員以外の職員(以下「事務局職員等」という。)の人事の一般方針を定めること。</li> <li data-bbox="1149 1275 1780 1303">(7) 事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。</li> <li data-bbox="1149 1319 1966 1348">(8) 学校及び教育部に属するその他教育機関の敷地を選定すること。</li> </ol>

- (9) 1件90,000,000円以上の学校及び教育部に属する教育機関に係る工  
事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 社会教育委員、スポーツ推進審議会委員、公民館運営審議会委員、文化財保護委員、教科用図書採択審議会委員、いじめ問題調査委員会委員、学校事故措置委員会委員、奨学金給付審査委員会委員、藤澤浮世絵館運営委員、市民ギャラリー運営協議会委員、アートスペース運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (15) 請願、訴訟又は不服の申立てに関すること。
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び藤沢市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例(令和4年藤沢市条例第17号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

- (9) 1件90,000,000円以上の学校及び教育部に属する教育機関に係る工  
事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会の規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 社会教育委員、スポーツ推進審議会委員、公民館運営審議会委員、文化財保護委員、教科用図書採択審議会委員、いじめ問題調査委員会委員、学校事故措置委員会委員、奨学金給付審査委員会委員、藤澤浮世絵館運営委員、市民ギャラリー運営協議会委員、アートスペース運営協議会委員及び図書館協議会委員を委嘱又は命ずること。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (15) 請願、訴訟又は不服の申立てに関すること。
- (16) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)に基づく教育委員会の権限に関すること。
- (18) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。